

歯科衛生士法について

歯科衛生士について(概要)

1. 現況

○就業歯科衛生士数(平成22年12月31日現在、衛生行政報告例)

103,180名

(参考) 就業場所別就業歯科衛生士数

保健所	615名
市町村	1,978名
病院	4,818名
診療所	93,824名
介護老人保健施設	244名
事業所	488名
歯科衛生士学校又は養成所	749名
その他	464名

2. 業務

○歯科医師の直接の指導の下に行う、次に掲げる歯牙及び口腔の疾患の予防処置

- ・歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること
- ・歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること

○歯科診療の補助

○歯科保健指導

歯科衛生士法の一部改正に関する要望や発言

厚生労働大臣宛て要望書「歯科衛生士法の一部改正について(要望)」

日本歯科医師会会長・日本歯科衛生士会会長(平成24年3月1日)(抜粋)

- ・歯科衛生士法第2条第1項「歯牙及び口腔疾患の予防処置」について、「歯科医師の直接の指導の下に」から、歯科医師との緊密な連携とその指導の下にという主旨で法律を改正し、併せて、「女子」を「者」と改正することを要望します。

第11回チーム医療推進会議(平成24年6月13日)議事録(抄)要旨

○宮村委員

- ・歯科衛生士法の一部改正に関する要望書を、今年の3月に小宮山厚生労働大臣に提出した。
- ・歯科衛生士法の第2条第1項について、「歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として、次に挙げる行為を行う」。「次なる行為」というのは歯石除去とフッ素塗布みたいなものなのですが、それを「行うことを業と女子をいう」。もう既に男子も附則で入ることができるようになって何年も経って、現実に30名いるので、「女子」を「者」に改めてくれということ。
- ・歯科衛生士法の第2条第1項の「歯科医師の直接の指導」の「直接」というものを「緊密な連携の下に」と。衛生士さんの修業年限が1年だった当時、1年でそんなことができるかということで、「直接の指導」というのを付けたというのが経緯。いまではもう3年以上の教育年限になっているし、いろいろな所で衛生士さんもやっているのので、この「直接」を取ろうということ。
- ・チーム医療の会議でも、ご検討・ご議論いただきたい。

○永井座長

- ・チーム医療推進方策検討WGで検討をお願いしたい。

歯科衛生士法の見直しの考え方(事務局案)

1. 歯科衛生士が予防処置を実施する場合の歯科医師の関与の程度の見直し

【現状と課題】

法制定以降の経緯や都道府県向けのアンケート等を踏まえると、歯科衛生士が行う予防処置に係る現状と課題は次のとおり。

○ 歯科衛生士の修業年限の延長

- ・ 昭和23年の法制定当時、歯科衛生士の修業年限は1年制であったが、歯科衛生士学校養成所指定規則の改正により、昭和58年から2年制、平成16年から3年制と変更されている。経過措置期間が終了し、平成24年度からすべての卒業生が3年制課程の履修者となるなど、歯科衛生士の資質向上が図られている。

○ 歯科診療の補助との関係

- ・ 歯科衛生士の業務範囲としては、法制定当初は「歯科予防処置」のみであったが、昭和30年に「歯科診療の補助」、平成元年に「歯科保健指導」がそれぞれ追加された経緯がある。
- ・ 「歯科予防処置」を行うに当たって「直接の指導」が必要とされている一方、行為によっては比較的侵襲度が高いと考えられる「歯科診療の補助」を行うに当たっては「主治の歯科医師の指示」が必要とされている。行う行為によって歯科医師の関与の程度が異なる。

○ 都道府県に対するアンケート調査

都道府県に対する歯科衛生士法第2条第1項の「歯科医師の直接の指導の下に」の「直接」の解釈について、問題になったことがあるかどうかアンケート調査を行ったところ、把握しうる限りで以下のような問題があったとの回答があった。

- ・ フッ化物塗布事業において、地域によっては歯科医師数が少なく、直接の指導ができないため事業が行えない。
- ・ 乳幼児の歯科健診後、別の日にフッ化物塗布を行う場合にも、歯科医師の立会いが必要となる。
- ・ 難病患者又は障害者を対象とした歯科に関する事業において、歯科医師が立ち会い、直接指導しなければ、歯石除去やフッ素塗布ができない。

歯科衛生士法の見直しの考え方(事務局案)

○ 日本歯科衛生士会へのヒアリング

健康診断、保健指導、予防処置等の対人保健サービスの担い手である市町村に歯科衛生士の配置を要望したが、地域によっては、「歯科医師の直接の指導の下に」と「直接」の文言があるために配置を見送られる状況がある。

改正の考え方

歯科衛生士法第2条第1項に定める予防処置を実施する際の現状と課題を踏まえ、例えば、歯科医師と緊密な連携を確保した上で、歯科医師の直接の指導までは要しないこととしてはどうか。

(参照条文) 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)抄

第2条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師(歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。)の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする女子をいう。

- 一 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によつて除去すること。
- 二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。

2 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。

3 歯科衛生士は、前二項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。

歯科衛生士法の見直しの考え方(事務局案)

2. 歯科衛生士法の条文中の「女子」の文言の改正

【現状と課題】

- ・ 男子の歯科衛生士は43名(平成24年6月30日現在)。このうち30名は平成20年以降の登録者。
- ・ 現在は、女子が大半を占めるが、近年、男子の歯科衛生士が急増していることから、現場において男子の歯科衛生士を希望するケースも一定程度あると考えられる。
- ・ 法律の本則上、男子も歯科衛生士になれることを明確に示すことにより、男子歯科衛生士の養成数の増加、ひいては、歯科衛生士全体の養成数の増加にもつながり、歯科医療機関等における歯科衛生士の確保が困難な状況の改善に資すると考えられる。
- ・ また、女子に限定しないことを明確に示すことは、男女共同参画の観点からも望ましい。

改正の考え方

歯科衛生士法第2条第1項の規定中の「女子」を「者」に改め、男子については、附則により同法の規定が準用されている現状を改めてはどうか。

(参照条文) 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)抄

第2条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師(歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。)の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする女子をいう。

一・二 (略)

2・3 (略)

附 則

2 第二条に規定する業務を行う男子については、この法律の規定を準用する。